

後期高齢者医療制度のお知らせ

▶ 保険料の軽減

● 均等割の軽減(年額)

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の均等割	軽減割合	軽減後の均等割
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない	51,472円	9割	5,147円
33万円以下		8.5割	7,720円
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下		5割	25,736円
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)以下		2割	41,177円

● 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割

● 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは、全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険組合など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のこと。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

● 災害や失業などにあった方へ

災害や失業などで所得が大幅に減少した方、その他特別な事情で経済的に困っており保険料の支払いが困難な方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

半年ごとに医療費をお知らせします

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、希望する方へ医療費の通知書を半年ごとに送付しています。この通知書は、医療費の内訳をお知らせするもので、これを受け取った後に、医療費の申請などをする必要はありません。

通知を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または市国保医療助成課へご連絡ください。すでに通知書を受けている方は、引き続き送付しますので、手続きの必要はありません。

なお、この通知書は確定申告時に、医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

問合せ 市国保医療助成課

7月に新しい保険証・減額認定証を送付します

有効期間は1年間

現在使用中の保険証と減額認定証は、7月31日(金)で有効期限を迎え、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証等を送付しますので、8月からは新しい保険証等を使用してください。新しい保険証等の有効期限は平成28年7月31日です。万が一、紛失したときや汚れたときは、再交付の手続きをしてください。

なお、新たに減額認定を受ける方は、手続きが必要です。

新しい保険証
色はオレンジ色
です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 印 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい減額認定証
色はピンク色です

【減額認定の対象】

世帯全員が市・道民税非課税の方

所得額によって、医療費の自己負担限度額が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給期日	平成27年 8月 1日
有効期限	平成28年 7月31日
適用区分	区分II
長期入脱該当年月日	印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 印 北海道後期高齢者医療広域連合

平成27年度の年間保険料は

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。なお、年度の途中で加入した場合の保険料額は、加入した月からの月割で計算します。

均等割
(1人当たりの額)
51,472円

+

所得割
(本人の所得に応じた額)
(平成26年分の所得 - 33万円) × 10.52%

=
**1年間の
保険料
(100円未満切捨、
限度額57万円)**

所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いたもの。

▶ 保険料の支払い方法

保険料の支払いは、年金からの差し引きと口座振替のどちらかを選ぶことができます。年金からの引き落としを希望する方は、手続きの必要はありません。口座振替を希望する方は、本人の保険証、口座振替する口座の預金通帳と印鑑を持参し、市国保医療助成課、北村・栗沢支所保健福祉課、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターで手続きをしてください。